

# 賃金・労務管理・経営相談センター からのお知らせ

この事業は、平成24年度に引き続き、熊本県社会保険労務士会が  
厚生労働省熊本労働局より受託して行っている事業です。

昨今の円安と株価の上昇によって大企業では収益改善の動きが見られるものの、まだ地方の中小企業では厳しい状況が続いています。当センターでは中小企業に元気を出してもらうための一環として、賃金・労務管理・経営の相談、及び業務改善助成金の申請支援の2つの事業を行っています。

## ■ 賃金・労務管理と経営の相談

事業主と従業員との個別労働紛争（解雇、賃金未払い、残業時間の管理、パワーハラスメントなど）の解決のために、法律にもとづく公正な立場で相談をお受けします。

また、売上減少や利益率の低下、借入金返済などの経営課題についても事業主等からの相談をお受けします。今年度は、熊本市以外の地域相談所を開所しました。（場所と時間の詳細は裏面）

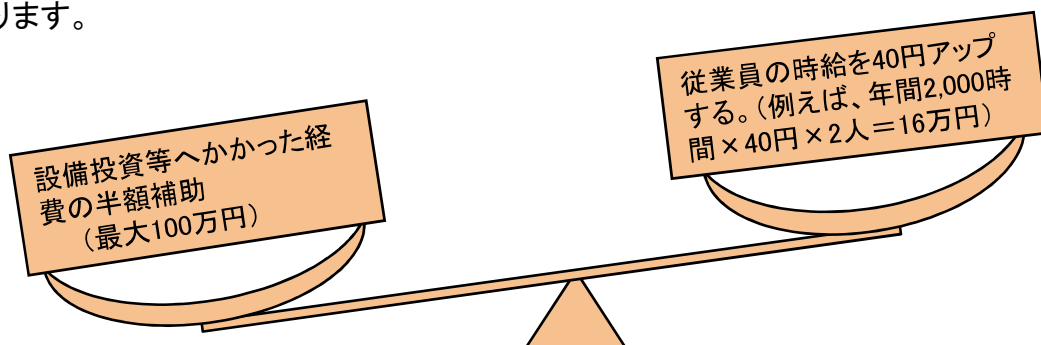
専門家の派遣事業もご利用できます……相談だけではなく、より詳しく、また問題解決に向けて、専門家の派遣も致します。

相談や専門家派遣は、社会保険労務士・中小企業診断士が対応します。

## ■ 業務改善助成金の申請支援

事業所内の最低賃金を時給換算で40円上げる一方で、業務の効率化や労働能率の改善に役に立つ設備投資や、賃金制度・就業規則などの見直しなどを行うと、その費用の半額（最大100万円）を補助する制度です。

皆様の事業所で設備投資の予定などがある場合には、この補助制度を活用できる可能性があります。



賃金を上げるのか、補助金を受給するのかどちらが得か比較すると……

当センターにおける相談や業務改善助成金の申請支援などについての手数料等は一切発生しません。

# 賃金・労務管理・経営相談の日時と場所

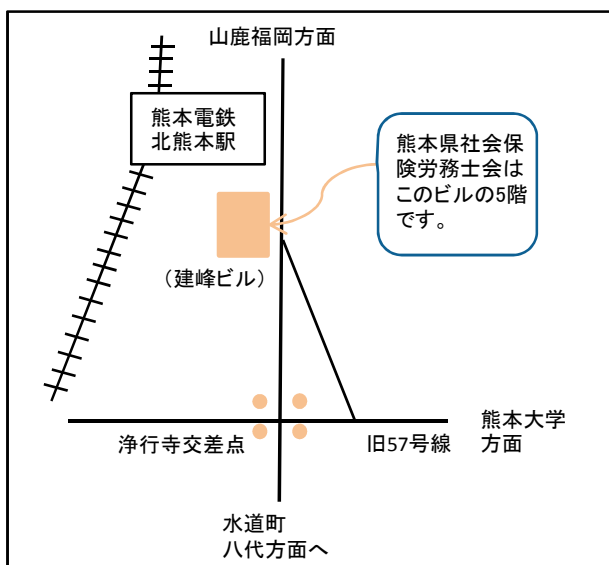
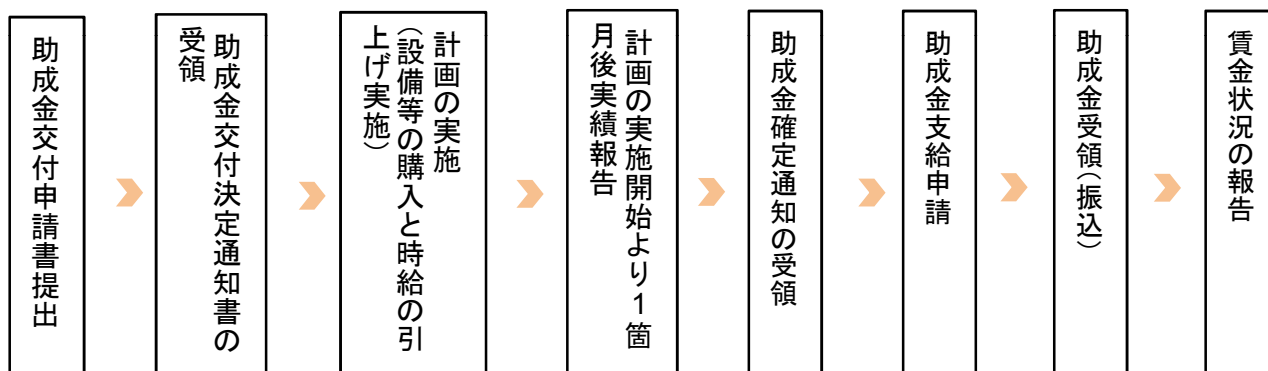
(いずれも午前9時～午後5時)

地域	期間	期日	場所
熊本※	4月～3月	週4日(月～金)	熊本県社会保険労務士会
八代	4月～3月	第3金曜日 (祭日のため3月のみ3月20日(木))	八代ハーモニーホール
菊池	4月～9月	第4木曜日	菊池文化会館
玉名	4月～9月	第3水曜日	玉名大麻会館(但し4月のみ第4水曜日)
天草	10月～3月	毎月1回	詳細未定
人吉	10月～3月	毎月1回	詳細未定

※ 相談予定の方はあらかじめ熊本県社会保険労務士会までお電話またはメールを下さい。

## ■ 業務改善助成金について

### 《 申請手続きの流れ 》



### 《 業務改善助成金の活用例 》

パソコンの導入、車両の購入、トラクタの購入、倉庫の建設、HP開設、介護施設での浴室新設、荷物用エレベータの設置、就業規則や賃金規程の作成・見直しなど、業務改善が図られることが客観的に認められる場合。

### 熊本県社会保険労務士会

〒860-0863

熊本市中央区坪井6丁目38-15 建峰ビル

電話 096-346-1124 ファックス 096-346-1208

メール info@sr-kumamoto.or.jp